

2 各 介 第 1 1 号 - 2
令和 2 年 4 月 1 0 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、岐阜県は新型コロナウイルス感染症の拡大の危機にあり、県では、4月4日から19日の間を「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」として、社会福祉施設における感染症予防対策の強化等を含めて、重点的な感染拡大防止対策を実施しているところです。

また、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、4月7日に7都府県について緊急事態宣言を行ったところであり、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、厚生労働省から「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）として、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組や、感染症が発生した場合の留意事項等が示されたところです。

これらを踏まえ、県内の社会福祉施設等における感染拡大防止対策の再徹底を図るため、県において作成・配布の「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」が再整理されました（R2.4.9版）ので、改めて内容等ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 特記事項

<職員について>

- **職員においては、一層の感染防止対策の徹底が必要であり、不要不急の外出を控え、職員自身が感染源とならないために、職場はもとより、職場外でも「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底的に避けるようお願いします。**
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底してください。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意ください。
- また、該当する職員については管理者に報告し、確実な把握を行うようにお願いします。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、別添の「帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談ください。

2 関連通知

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
(令和2年4月7日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- (2) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」
(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)

3 添付資料

- 知事メッセージ(令和2年4月3日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)
- 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」
(R2.4.9版)
- 岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067(直通)
FAX	058-383-6365(市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)